

添付法令資料 5 :

化学物質法の若干の条項の細則を定め、施行を指導するベトナム政府の議定（目次）  
2017 年 10 月 9 日付第 113/2017/ND-CP 号議定／17.11.25 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 3 条）
- 第 2 章 化学物質の生産及び経営
  - 第 1 目 化学物質の生産及び経営における安全保証のための一般要求（第 4 条ないし第 7 条）
  - 第 2 目 工業分野において条件付きで生産され、及び経営される化学物質の生産及び経営（第 8 条ないし第 10 条）
  - 第 3 目 工業用前駆体の生産及び経営（第 11 条ないし第 13 条）
  - 第 4 目 工業分野において生産及び経営が制限される化学物質の生産及び経営（第 14 条ないし第 17 条）
  - 第 5 目 禁止化学物質及び有毒化学物質（第 18 条及び第 19 条）
- 第 3 章 化学物質事故の防止及び対応に係る計画及び措置並びに安全距離（第 20 条ないし第 22 条）
- 第 4 章 化学物質の分類及び化学物質安全表（第 23 条及び第 24 条）
- 第 5 章 化学物質の申告（第 25 条ないし第 30 条）
- 第 6 章 化学物質の安全訓練（第 31 条ないし第 35 条）
- 第 7 章 実施の組織化及び施行条項（第 36 条ないし第 40 条）